

# 甲府市中央保育所 重要事項説明書

## 1 事業者の運営主体

事業者の名称	甲府市
事業者の所在地	甲府市丸の内一丁目18番1号
事業者の電話番号	055-237-1161
代表者氏名	甲府市長 樋口 雄一

## 2 利用施設の概要

種別	保育所		
名称	甲府市中央保育所		
所在地	甲府市中央三丁目3番1号		
電話番号・FAX	電話番号	055-233-2896	
	FAX	055-233-0308	
管理者	保育所 所長		
開設年月日	昭和45年11月1日 新築(移転)：平成26年1月4日		
利用定員	満3歳以上児	68人	満1歳以上3歳未満 42人
	満1歳児未満	15人	
取扱う保育事業	延長保育、一時保育、子ども誰でも通園制度、子育て支援センター		

## 3 施設・設備の概要

敷地面積	3683.03㎡	
園舎	構造	RC造 2階建て
	延床面積	1582.31㎡



施設設備		
乳児室(1室)	つくし組(0歳児)	ランチルーム(1室)
ほふく室(2室)	たんぽぽ1組(1歳児) たんぽぽ2組(1歳児)	調理室(1室)
保育室(6室)	ひまわり1組(2歳児)	調乳室(3室)
	ひまわり2組(2歳児)	幼児用トイレ(32個)
	もも組(3歳児)	医務室(1室)
	うめ組(4歳児)	事務室(1室)
	さくら組(5歳児)	
	ちゅ-りっぷ組(一時保育) (子ども誰でも通園)	
子育て支援センター(1室)	ひなたぼっこ	ホール(1室)

設備の種類
プール 冷暖房 AED設置 OMソーラーシステム 屋外遊具

屋外遊戯場(園庭)
1007.7㎡

## 4 施設の目的、運営方針

運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

### 【保育理念】

#### 『 次代を担う子どもたちを育む 』

- 子どもと子育て家庭の笑顔をつくる
- 将来を担う子どもたちの「思いやる心」や「生きる力」など心身ともにすこやかな成長を育む

### 【保育方針】

- 1) 家庭や地域社会との連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て支援等社会的役割を果たす。
- 2) 健康・安全で情緒の安定した環境の下で、健全な心身の発達の育成を図る。
- 3) 養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成する。

### 【園目標】

#### 『 心身ともにすこやかな子ども 』



### 【年齢別保育目標】

- 0歳児・・・生理的欲求が満たされ、応答的な関わりの中で安心して過ごす。
- 1歳児・・・保育士との信頼関係のもと、安心して自分の思いを表し、身の回りのことや遊びへの興味・関心を広げる。
- 2歳児・・・安心できる環境のもと、身の回りのことを自分でしようとしていたり、保育士や友達との関わりを楽しんだりする。
- 3歳児・・・思いを自分なりに表現しながら友達との関わりを深め、様々な活動への参加を喜んだり、基本的な生活習慣を身に付けたりしていく。
- 4歳児・・・友達と力を合わせ一つの目標に向かって取り組む中で、達成感や満足感を味わいながら仲間意識を高めていく。
- 5歳児・・・様々な活動に主体的に取り組むとともに、友達との関わりの中で優しさ・思いやりを持って接し、協調性・社会性を身に付けていく。

## 5 職員体制

施設長	1人（資格：有り）
保育士	20人（常勤：9人 非常勤：11人）
事務員	1人（非常勤：1人）
調理員（栄養士除く）	4人（常勤：1人 非常勤：3人）
栄養士	3人（非常勤：3人）
看護師	1人（非常勤：1人）
その他（業務員）	1人（非常勤：1人）

## 6 保育・教育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。  
ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。



## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間（土曜日は除く）	午後6時30分から午後7時30分まで

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間（平日）	朝：午前7時30分から8時30分まで 夕：午後4時30分から7時30分まで
延長保育時間（土曜日）	朝：午前7時30分から8時30分まで 夕：午後4時30分から6時30分まで

### (4) 延長保育について

- 年度始めまたは、初回利用時に申請書が必要です。（一年ごとに更新になります）
- 延長保育の利用にあたっては、甲府市にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担となります。

### (5) 土曜保育について

- 保育に欠ける場合に限り（入所基準である保育の利用を必要とする理由）  
7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。
- 給食提供をいたします。
- 北新保育所との合同保育を行います。
- 土曜保育ご利用の場合、土曜保育申請書（年度始めまたは、初回利用時）と土曜保育利用予定表（毎月）を提出してください。  
なお、土曜保育予定表は給食発注・職員の配置の都合上、前月の20日までに提出してください。  
利用の無い土曜日は斜線を引いてください。





## 8 利用料金及び支払方法

<p>保育料 (0、1、2歳児クラス)</p>	<p>保護者が居住する市町村が定める利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母の市町村民税をもとに算出します。</li> <li>・ 支払方法は口座振替です。各月の末日に引き落とされます。金融機関が休業日の場合は、翌営業日が振替日です。</li> </ul>								
<p>給食費 (3、4、5歳児クラス)</p>	<p>月額 4,950円 (主食と副食が含まれた金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払方法：上記の保育料と同様</li> </ul>								
<p>延長保育利用料</p>	<p>【保育標準時間】 18:30～19:30 (1回 200円)</p> <p>【保育短時間】 (平日) 7:30～8:30 (1回 200円) 16:30～19:30 (1時間につき 1回 200円) (土曜日) 7:30～8:30 (1回 200円) 16:30～18:30 (1時間につき 1回 200円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所で徴収し、甲府市に納付します。</li> </ul>								
<p>一時預かり利用料</p>	<table> <tr> <td>0歳児・1歳児・2歳児</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>4歳児・5歳児</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> </tr> </table>	0歳児・1歳児・2歳児	1,800円	3歳児	1,500円	4歳児・5歳児	1,300円	生活保護世帯	無料
0歳児・1歳児・2歳児	1,800円								
3歳児	1,500円								
4歳児・5歳児	1,300円								
生活保護世帯	無料								
<p>子ども誰でも通園制度利用料</p>	<p>0歳～3歳の誕生日の前々日まで</p> <p>1時間 300円 (以降30分ごとに150円)</p> <p>利用上限 10時間/月</p>								
<p>日本スポーツ振興センター共済掛金</p>	<p>児童一人あたり 245円 (年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所で徴収し、甲府市に納付します。</li> </ul>								

※保育料の納入については減免制度がありますので、甲府市役所子ども保育課にご相談ください。

※給食費については減額になる場合もありますので、保育所にお問い合わせください。

※保護者会費は月500円です。前期分と後期分の2回に分けて集めます。

前期分 500円×6ヶ月(4・5・6・7・8・9月) 分=3,000円

後期分 500円×6ヶ月(10・11・12・1・2・3月) 分=3,000円となります。

※写真代は0・1・2・3・4歳児は年間500円になります。

5歳児は年間6,000円です。2回に分けて集めます。

(前期分5月に3,000円・後期分11月に3,000円)



## 9 提供する保育・教育の内容

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

### \*健康

◎春と秋に嘱託医による健康診断を行います。(内科・歯科)

※内科・歯科… 当日にやむを得ず欠席する場合は、各家庭にて受診し、結果を提出してください。嘱託医にて受診していただければ無料です。

◎年に2回尿検査を行います。

※尿検査 … 二次検査が最終提出となります。二次でも提出できなかった場合には、各家庭にて医療機関で検査の上、結果を保育所に提出していただきます。(実費)

◎毎月発育測定を行います。

※発育測定では身体の成長を測定するとともに、爪や皮膚などの全身状態も合わせて観察するため、下着になって測定します。

◎保育の中で衛生指導を行います。

◎年齢に応じた基本的生活習慣の確立をしていきます。



### \*食事

◎食事の正しい習慣を身に付けます。

◎楽しい雰囲気の中で食事をします。

◎自分たちで育てた野菜を食べるなど、毎日の給食を通して食べることの大切さを学びます。

◎離乳食・乳児食は一人一人の成長にあわせて調理を行っています。

◎医師の指示書のもと保護者と連携を取りながら、アレルギー除去食も行っています。

◎毎月給食検討会を開き、豊富なメニューが用意できるよう心がけています。

### \*安全

◎災害を想定した避難訓練を毎月園児と職員で行っています。(地震・火災・風水害・不審者)

◎保護者メール配信を実施しています。

◎甲府市交通指導員による交通教室(さくら組)を年4回行っています。

就学時等の交通指導も受けます。

◎子ども達が安全に活動出来るよう園内の遊具等の点検を毎日行っています。

(業者による点検も年1回実施)

◎衛生管理に気を付けています。



### \*生活とあそび

◎異年齢保育を取り入れながら、友達とのつながりを深めます。

◎散歩を取り入れ自然に親しみ、興味や関心をもちます。

◎絵本・童話・紙芝居等を見たり聞いたりして、想像力を育てます。

◎友達と協力しながら、意欲的に様々な活動をしています。

◎歌をうたったり、リズム楽器を使ったりする楽しさを味わいます。

◎戸外で体を動かして元気に遊びます。

### \*その他の保育(障がい児保育)

◎みんなと一緒に生活することによって、多くの刺激を受け認め合いながら理解を深め思いやりの心を養います。

## 10 給食等について

＜給食の提供にあたって＞

・自園調理・献立表配布・食育の取り組み・地産地消の推進・給食検討会



＜アレルギー対応について＞

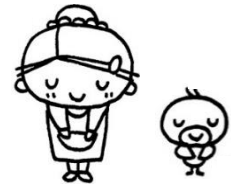
- ① 食物アレルギー疾患生活管理指導表の提出  
(医師の診断を受け6ヶ月ないし1年に1回、提出してください。)
- ② 指示書に従って除去食(原則的には完全除去)及び代替食の提供
- ③ 除去食の解除に当たっては、医師の診断後ご家庭で5回以上喫食し、異常がない場合は除去解除申請書(保護者記入)を提出してください。

※アレルギー症状が新たにわかった場合は必ずお知らせください。

## 11 入所にあたって(おねがい)

＜登所・降所について＞

- ① 送迎は保護者の方が行ってください。
  - \* 迎えが来る方が変更になる時は、そのことを必ず連絡してください。  
(連絡がない場合は確認をさせていただきます)
  - \* 体調が優れない方の送迎はお控えください。
- ② 送迎の際、車は園舎北側の門より入り、悠遊館側の門から左折で出るようにしてください。車は保育所側駐車スペースに駐車してください。縦列駐車スペース3台分に止められない時は、悠遊館の駐車場(白線内)に停めてください。(石碑前は駐車禁止です)縦列駐車スペースに3台以上止めると、子どもの姿が見えづらく危険です。面倒でも悠遊館側へ駐車をしてください。
  - \* 盗難防止のため、エンジンを止め必ず施錠してください。
  - \* 駐車場内は事故防止のため、10km以内での走行をお願いいたします。
  - \* 駐車場は、混雑をさけるため速やかな送迎をお願いします。駐車場での保護者同士の立ち話は危険です。園庭や駐車場で遊ばないように、駐車場では手をつなぎ安全を確保してください。
  - \* 西側道路は朝7時~9時までスクールゾーンになっていますが、「沿道家屋関係車両は除く」の表示のため、スクールゾーンの申請はおりません。もし尋ねられましたら「中央保育所に子どもを預けに行く」旨をお話してください。制限速度は20kmです。交通ルールやマナーを守り思いやりのある対応と走行をしてください。
  - \* 自動車の送迎は、必ずチャイルドシートの着用をお願いします。(危険防止のため警察の巡回があります)自転車の送迎はヘルメットの着用をお願いします。
  - \* 駐輪スペースには自動車を止めないでください。
- ③ 午前**9時30分**までに登所してください。
  - \* 園生活のリズムにスムーズに乗れるようご協力ください。欠席及び登所が遅くなる場合も、9時30分までにコドモンアプリ、または電話にて必ず連絡をしてください。
  - \* 連絡の際は、クラス・名前・欠席の理由(風邪などの病名、症状、家庭の都合等・・・)をお伝えください。連絡がない場合には、確認の電話をさせていただきます。
- ④ 園服を着用して登所しましょう。(もも・うめ・さくら組)また、子どもが安全に活動できるようフードや紐付の服・スカート・ワンピースは避けてください。



- ⑤ おもちゃを持って来たり、お菓子を食べたりしながらの登所はさせないでください。  
アレルギーの子もいるので、食べ物は持ってこないでください。  
かばん等のキーホルダーは、絡んだり壊れたりするため付けてこないようにしてください。  
髪の毛を結ぶ際は、誤飲防止のため小さいヘアゴムやピンは避け、飾りの付いていないシンプルなゴムにしてください。
- ⑥ 保育所出入口の扉の開閉と鍵は、必ず優しく閉めてください。  
\* 扉および鍵の開閉は、必ず保護者が行ってください。(子どもは触らない約束をしています)  
\* 防犯のため、基本的には午前10時から午後4時までは電子錠を掛けています。  
用事のある方は、インターホンを鳴らしてください。  
インターホンの応答がない場合、恐れ入りますが保育所へご連絡ください。(TEL233-2896)  
土曜日は終日鍵がかかっています。
- ⑦ 保育所から家庭への連絡は、コドモンアプリの配信・お知らせの配布・掲示を行います。  
保護の方は、毎日おたより帳の確認や記入をお願いします。

## 《 子どもの健康について 》

- ① 健康状態を確かめてから登所させてください。  
\* 3歳以上児クラス(もも・うめ・さくら組)は、健康カードに必ず検温・風邪症状等の記入をしてください。土日に体調不良の様子があった場合にも記入をし、お知らせください。  
3歳未満児クラス(つくし・たんぼぼ・ひまわり組)は、お便り帳に必ず検温や体調面の記入をしてください。  
\* いつもと様子が違う時や、前日体調が悪く回復して登所する場合は、子どもの様子を朝の職員に口頭お知らせください。  
発熱した翌日は1日様子をみていただいてから登所をお願いします。  
下痢や嘔吐で欠席した場合は、食欲が戻り普通便を確認してから登所していただきたいと思います。  
ご協力よろしくをお願いします。
- ② 朝食は必ず食べ、毎日排便をする習慣をつけましょう。
- ③ かばんにマスク(記名した物3枚)を入れておいてください。(もも・うめ・さくら組)
- ④ 投薬について  
\* 保育所では、原則として子どもへの投薬は行わないことになっています。  
病院を受診する際には、保育所では原則として投薬が出来ないことを主治医にお伝えください。  
その上で、家庭での摂取可能な1日2回の処方が可能か確認をお願いします。また、1日3回の処方であっても①朝、②帰宅してからの夕方、③就寝前の服用可能か主治医に相談してください。  
慢性疾患や時間指定がある内服薬などの場合にはご相談ください。
- ⑤ 気管支拡張剤(ホクナリンテープ・ツロブテロールテープ)について  
\* 病院で処方され、保育所に貼ってくる際は以下のことに注意してください。  
・子どもの手が届きにくい背中に貼ってください。  
・着替えや汗ではがれないように処方薬の上からテープを貼ってください。  
・貼っていることを登所時に必ず職員へお伝えください。  
※はがれてしまったときはこちらで貼り直しはできません。
- ⑥ 保育中に子どもの傷病等が生じた時は、保護者に連絡します。なお、緊急を要すると判断した場合は、医師の診断のもと適切な処置を行います。※連絡先は明確にしておいてください。



## ⑦ 感染症について

- 1 感染症が発症した場合は、掲示板等でお知らせします。
- 2 園児が感染した場合、または、家庭内（保護者や同居家族）において、インフルエンザ・新型コロナウイルス・胃腸炎など感染力の強い感染症が発生した場合は、速やかに保育所にお知らせください。
- 3 集団感染を防ぐために、医療機関への受診等ご協力をお願いすることがあります。
- 4 送迎者が感染症にかかっている場合や感染症の疑いがある場合は、保育所へ電話をください。門からの送迎を保育士が行います。（インターホンで呼んでください。）

園児が感染症にかかった場合、感染症登所基準により「意見書（医師記入）」か「登所届（保護者記入）」が必要になります。

新型コロナウイルス感染症は甲府市独自の「登所届【新型コロナウイルス感染症用】（保護者記入）」に記入してもらいます。

インフルエンザはR7年4月より「登所届（保護者記入）」が必要です。

「登所届」の用紙は、登所時に保育所にて保護者の方に記入してもらいます。

- \* 「医師の意見書が必要な感染症について」と「意見書（医師記入）」、「保護者の登所届が必要な感染症」と「登所届」の様式は別添（P13～18）にあります。

## ⑧ 休日（土日・祝日）における緊急連絡先について

甲府市（代表）055-237-1161 へかけ、「中央保育所・クラス名・園児名・保護者の連絡先」をお伝えください。所長から折り返し連絡します。

## ⑨ 予防接種について

- \* 保育所では一切予防接種は行いません。保護者の責任において計画的に接種してください。接種した時は担任にお知らせください。
- \* 予防接種を受けた当日は、安静とご家庭での状況観察が必要となりますので、予約は午後や週末などに取るようにし、接種後はご家庭で安静に過ごしてください。

## ⑩ ご家庭でけいれんや肘内障等があった場合は必ずお知らせください。

## ＜ その他 ＞

- ① 保護者の方の退職や勤務先・連絡先に変更があった場合は、速やかに担任までお知らせください。
- ② 衣服は身体にあった着脱しやすいものにしてください。  
※すべての物に記名をお願いします。
- ③ 毎週金曜日に、上履き・午睡布団・防災頭巾カバー等を持ち帰ります。きれいにして月曜日に持たせてください。
- ④ 徴収するお金は、おつりのないようご協力をお願いします。また、登所時保育士に必ず手渡ししてください。その場で確認をさせていただきます。（土曜日はお預かりできません。）



## 12 保育所と保護者の連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密に行います。心配なこと分からないことは、いつでも職員にお尋ねください。

連絡帳・クラス掲示板（今日の出来事）・クラス便り・保健便り・園便り・保護者アンケート等を通じ保護者とのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築き、地域に根ざした保育所づくりに努めます。

### 13 苦情相談窓口

ご意見ご要望の解決のしくみ（玄関入り口に掲示）  
保護者 → 意見・要望等の受付（主任保育士） → 相談・解決責任者（所長）

話し合いにより、意見・要望等を解決いたします。

第三者委員（児童民生委員等）が、必要に応じて話し合いに立ち会います。

※給食展示下に意見箱を設置しています。



### 14 虐待防止のための対応

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

### 15 嘱託医

以下の医療機関（内科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

病 院 名	医 師 名	住 所	電 話 番 号
東甲府病院	水上 玖美	甲府市桜井町 299	222-2000
大森歯科医院	大森 浄二	甲府市丸の内 1-17-4	237-7736

### 16 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

保護者への連絡方法として、コドモンお知らせ配信・電話にて対応しています。

非常時の対応	別途に定める、防災計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・排煙装置 ・ガス漏れ検知器 ・火災通報装置（消防） ・非常通報装置（警察） ・防火扉 ・消火器 ・非常階段（滑り台） ・その他（カーテン、敷物、建具などの防災処理）

※台風・大雨・大雪などの緊急時、保育時間の短縮や休園となる場合があります。

保護者メールを通じて連絡するので適宜の方法で登降所へのご協力をお願いします。

### 17 地域との交流及び育成支援について

地域の人や場や関係機関と連携したり、次世代育成支援の観点から小・中・高生などの職場体験学習や保育士養成機関の学生の保育実習を受け入れたりしています。

- ・一時預かり保育事業
- ・子ども誰でも通園制度事業
- ・地域子育て支援センター
- ・実習生の受け入れ
- ・三世代交流広場や文化祭などの活動を通し地域の方と交流

# デイリープログラム

## 年齢別主な内容

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上児
7:30	早出保育…早番の部屋で異年齢児保育			
8:30	健康観察 検温 身支度 自由あそび	健康観察 検温 身支度 自由あそび	健康観察 検温 身支度 自由あそび	健康観察 身支度 自由あそび (室内・戸外)
9:30	手洗い 朝の会 おやつ 睡眠 おむつ交換 自由あそび (室内・戸外)	手洗い 朝の会 おやつ おむつ交換 自由あそび (室内・戸外)	手洗い 朝の会 おやつ 排泄 自由あそび (室内・戸外)	排泄 手洗い 朝の会 計画に基づいた活動
11:00	給食	手洗い 給食	排泄 手洗い・うがい	着替え
11:30	着替え・おむつ交換	着替え・おむつ交換	給食	排泄 手洗い・うがい 給食
12:00	睡眠		着替え	
12:30		午睡	排泄	歯磨き・排泄
13:00			午睡	午睡
15:00	身支度・おむつ交換 検温・おやつ	身支度・おむつ交換 検温・おやつ	身支度・排泄・手洗い 検温・おやつ	身支度・排泄・手洗い おやつ
16:00	帰りの会 自由あそび おむつ交換 順次降所	帰りの会 自由あそび おむつ交換 順次降所	帰りの会 自由あそび 排泄 順次降所	帰りの会 自由あそび 順次降所
17:00	残留保育…遅番の部屋で異年齢児保育			
18:30	延長保育…遅番の部屋で異年齢児保育 18:30より延長保育料200円がかかります			
18:30 19:30	延長保育…遅番の部屋で異年齢児保育 18:30より延長保育料200円がかかります			

※月齢に応じた個別対応(授乳・睡眠・おむつ交換・排泄)

※手洗いや手指消毒は適宜行います

## 令和8年度 年間行事予定

日々の園活動は子どもを主体に考え、無理のないように配慮しています。年間行事もそうした考えのもとに行われています。また、行事の意味を知り、楽しみながら参加できるようにしています。子どもたちは、一つひとつの行事を経験することで自信をつけ日々成長しています。

4月	★ 入所式（新入児） 進級式 タグラグビー（さくら組）※毎月実施予定（9月以外） サッカー教室	
5月	野菜の苗植え（さくら組） 春の健康診断（午前：歯科／午後：内科） ★ 親子遠足（さくら組） 尿検査	
6月	虫歯予防デー集会 ごっこあそび ★ 保育参観及びクラス懇談会 プール開き	
7月	七夕飾り・送り ★ 個別懇談（もも・うめ・さくら組） 夏まつり すいか割り	
8月	夏の遊び プール納め	
9月	★ 引き渡し訓練	
10月	★ 運動会 秋の健康診断（午前：歯科／午後：内科） 尿検査	
11月	七五三参拝 ★ キッズフェスティバル（さくら組） ★ 富士川地区文化祭（さくら組）	
12月	★ クリスマス会 もちつき（鏡餅作り／さくら組）	
1月	お正月遊び ★ 保育参観及びクラス懇談会	
2月	節分（豆まき） お別れ遠足（さくら組） お別れ会・お楽しみ給食 思い出作り遠足（もも・うめ・さくら組）	
3月	お散歩遠足（ひまわり組） ★ 保育証書授与式（さくら組）	

- ★ 保護者参加のものです
- ※ 諸事情により変更があります
- ※ 年間行事予定表もご覧ください

毎月	誕生会 発育測定 避難訓練	誕生月の友達をみんなでお祝いします。 身長・体重測定をして、連絡ノートにてお伝えします。 災害を想定して避難訓練を行い、避難について学びます。
年4回	交通教室	交通指導員と一緒に交通安全について学びます。

## 個人情報使用について

個人情報保護法の規定に基づき、児童及びその保護者等に関わる個人情報について保護者の皆様方の同意を得た上で情報の取り扱いを行いたいと思います。つきましては、下記の内容に同意していただける方は裏面の同意書に記入して、切り取り線以下の〈保育所用〉の提出をお願いします。

- ・ 小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、就学にあたり入学する予定の小学校に保育所児童保育要録を送付し、情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ コドモンアプリの登録に関する必要な情報の提供を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 絵画等の展示や写真撮影、及び報道機関（テレビ、新聞等）に必要な情報の提供を行うこと。

以上

## 同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報使用について）を配布しました。

甲府市中央保育所 所長

私は、書面に基づいて甲府市中央保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

切り取り線

〈保育所提出用〉

## 同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入所のしおり（重要事項説明書及び個人情報使用について）を配布しました。

甲府市中央保育所 所長

私は、書面に基づいて甲府市中央保育所の利用にあたって、入所のしおり（重要事項及び個人情報使用について）の内容を確認しましたので、同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：